

議案第4号

連盟規約改訂の件

コンサルティングエンジニア連盟規約は平成13年7月16日の連盟設立の前日に制定され、爾後平成22年6月7日、平成30年9月25日、令和元年5月15日、令和3年2月2日に改訂されています。

この度、連盟規約を再度改訂することとなりましたのでご報告致します。

連盟規約の改廃については、同規約附則において、「規約第14条に定める役員会の議を経て行うものとする」となっており、令和3年9月29日に開催された役員会において規約の再改訂が承認されています。

主な規約改訂のポイントは下記とおりです。

1. 若い会員の増強へ向けて、「準会員」を設ける。
2. 準会員は、40歳未満の希望者を対象とし、会費（現行1口5,000円以上）を無料とする。
3. 準会員は、現行の「(会員)第6条」の次に新設し、以下現行の条文をずらす。

<参考>

(会員)

第6条 本連盟は、第3条の目的に賛同し、入会登録した個人をもって会員とする。

<新設>

(準会員)

第7条 本連盟は、第3条の目的に賛同し、入会登録した個人の準会員をおくことができる。

- 2 準会員は40歳未満の希望する人を対象とする。
- 3 準会員の会費は特にこれを必要としない。